

無実のゴビンダさんを支える会

「外国人冤罪事件」の続発とその背景

私たちは、いわゆる「東電OL殺人事件」の冤罪被害者であるネパール人、ゴビンダ・プラサド・マイナリさんの支援活動をしています（添付のブックレット参照）。

ゴビンダさん以外にも、外国人冤罪被害者が少なからず存在します。「外国人犯罪の増加に対する治安強化」という社会的要請があるにせよ、無実の外国人まで差別と偏見により安易に犯罪者扱いする昨今の風潮に、非常な危惧を感じています。

もちろん、本人が無実を訴えているだけで冤罪とみなすわけではありません。しかし、刑が確定するまで被告人は「無罪推定」とするのが近代刑法の原則です。だからこそ、国際人権法は、身体不拘束を原則とし、身体拘束はあくまで例外的措置でなければならぬと定めているのです。ところが、日本の場合は、「人質司法」と批判されるように、この原則と例外が逆転しています。身体拘束が、非常に深刻な人権の制約であり、とくに無実を訴える被告人にとっては精神的拷問に等しいことを、まず指摘しておきたいと思います。

日本の刑事裁判で無罪判決が出ることは非常に稀です。そのような中で、一審の裁判所が無罪を宣告したならば、本来は「犯罪の嫌疑は晴れた」とみなすべきでしょう。現に欧米諸国は検察官上訴を禁じています。日本は検察に上訴権を認めていますが、それでもなお、一審無罪判決により「無罪推定」はさらに強まったとみなすのが妥当な解釈ではないでしょうか。だからこそ、刑事訴訟法第 345 条（下記）にしたがい、無罪判決を受けた被告人は、直ちに釈放されるのです。

刑事訴訟法第 345 条（無罪等の宣告と勾留状の執行）

無罪、免訴、刑の免除、刑の執行猶予、公訴棄却、罰金、または料金の裁判の告知があったときは、勾留状は、その効力を失う。

「無罪勾留」という異常事態の常態化

「無罪なら釈放される」、これが法律家や専門家のみならず、私たち市民にとっても常識だったはずです。ところが、近年、無罪判決を受けたにもかかわらず、再勾留されてしまう外国人のケースが相次いでいるという驚くべき事実があります。

ゴビンダさん被告事件

1997 年 3 月、東京都渋谷区内のアパートの空室で、絞殺された女性の遺体が発見されたいわゆる「東電OL殺人事件」。

事件当時、遺体発見現場隣のビルに住んでいたネパール人、ゴビンダ・プラサド・マイナリさんは、滞在ビザの期限切れの入管法違反で別件逮捕される。一貫して否認を続けたにもかかわらず、強盗殺人で起訴された。

2000 年 4 月 14 日、東京地裁、大淵敏和裁判長が無罪判決。検察が控訴。

故郷、ネパールに帰国する寸前、検察は身柄の再勾留を裁判所に要請。東京地裁、東京

高裁の却下にもかかわらず、検察の執拗な請求の結果、東京高裁、最高裁が勾留を認める決定を下した。最高裁では、5名の裁判官のうち2名が、勾留を厳しく批判する少数意見を表明。

2000年12月22日、東京高裁、高木俊夫裁判長が逆転有罪、無期懲役判決を言いわたす。現在、最高裁に上告中。

トクナガさん被告事件

2000年6月、長野県穂高町でおきた幼女傷害致死事件。ブラジル国籍のトクナガ・ロベルトさんが、自分の娘（当時3歳）を折檻して死に至らしめたとして逮捕・起訴された。トクナガさんは裁判で犯行を否認。2001年5月24日、長野地裁松本支部、千徳輝夫裁判長により無罪判決。検察が控訴。2001年10月17日、控訴審第1回公判終了後、東京高裁、中川武隆裁判長が被告人の勾留を決定。同年11月21日、最高裁もこれを追認。今回は第三小法廷の裁判官全員一致で勾留を認める。

2002年7月8日逆転有罪。同年11月25日上告棄却。懲役刑が確定。

モラガさん被告事件

チリ国籍のモラガさんは2001年8月、知人と共謀し東京都内と諏訪市で窃盗を働いた容疑で逮捕された。2003年5月29日、諏訪簡裁で無罪判決。検察控訴の後、8月29日、東京高裁の決定により再勾留される。控訴審第一回公判（10月2日）すら開かれていない段階での再勾留。

9月12日、弁護団が勾留に対する異議申し立てを行う。9月17日東京高裁第8刑事部が異議棄却。9月22日、最高裁に対して特別抗告。（このピラを作成している時点では最高裁の決定は下りていない）

「無罪勾留」の問題点

上記の3名は、刑事訴訟法60条1項（下記）を根拠に、裁判所の職権により再勾留されました。

刑事訴訟法60条1項（勾留の理由）

裁判所は、被告人が罪を犯したことを疑うに足りる相当な理由がある場合で、（左の）各号の一にあたるときは、これを勾留することができる。

- 一 被告人が定まった住所を有しないとき
- 二 被告人が罪障を隠滅すると疑うに足りる相当な理由があるとき
- 三 被告人が逃亡し又は逃亡すると疑うに足りる相当な理由があるとき

しかし、この条文を一審無罪の被告人にも適用しうるのか、ゴビンダさんの時には最高裁の裁判官でさえ、3：2に意見が分かれたように、法律家や学者からは、今なお、国際人権法、刑事訴訟法の解釈や法の理念という観点から、多くの異論が提起されています（添付の論文参照）。

私たちの提言

これらの論文からわかるように、「無罪勾留」は、法的にも人道的にも多くの問題をはらんでいます。しかし法律論はさておき、私たちがここで強調したいのは、ゴビンダさんに対する最高裁決定が悪しき前例となって、今や「無罪勾留」という異常事態が、日本の司法において常態化してしまっているという事実です。その証拠に、第2、第3のケースにおいて、裁判所は何ら個別の判断をすることなく、きわめて事務的にこの判例を踏襲しているだけです。個別に見れば、3被告人の事情は決して同じではありません。

ゴビンダさんの再勾留は、超過滞在者であること（無罪判決後、入管法により強制退去処分になると控訴審の円滑な進行が事実上困難になる）が、大きな理由になっていました。

しかしトクナガさんは、無罪勾留された時点でもまだ滞在ビザの有効期間を2年近くも有していたのです。またモラガさんは、幼少時、親と一緒に来日して日本で学校教育を受けて育ちました。国籍こそチリであるものの、日本以外に生活の場を持っていないのです。

今後も第4、第5の無罪勾留が起きることが予想されます。無罪判決そのものが少ないため、無罪勾留のケースは、たしかに数としては少ないかもしれませんが、しかし、少数だからといって無視できない、人権上深刻な問題であることに変わりはないのです。

日本の裁判所の外国人被告に対するこのような扱いが、はたして国際人権法の理念に照らして許されるものかどうか、私たちは大いなる疑問と懸念を持っています。

このような「無罪勾留」の実態を、国連人権委員会にご報告いただくようお願いします。

無実のゴビンダさんを支える会
事務局 客野美喜子